

## 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について（第 1 次報告）の概要

平成 15 年 9 月の中央環境審議会答申（以下、答申）を踏まえ、同年 11 月に環境省告示により水生生物の保全に係る水質環境基準（全亜鉛）が新たに設定されたところ。

この基準は水域類型に応じて全亜鉛に関する基準値が設定されており、水域毎に類型の当てはめ作業が必要となることから、水域類型指定の基本的事項及び国のあてはめ水域における水域類型の指定について、水生生物保全環境基準類型指定専門委員会において審議を行った結果、以下のとおり結論を得た。

### 1. 水域類型指定の基本的事項について

#### 類型指定の基本的考え方について

答申等で示された考え方を踏まえ、類型指定は水生生物の保全を図る必要がある水域のすべてについて行うこと、類型指定を効果的・効率的に進める上で、既存の水域類型の指定内容を最大限活用すること、明らかに自然的原因により基準値を超えて検出されると判断される場合には、類型指定に当たって水域の事情を十分に考慮すること等の基本的考え方を整理。

#### 類型指定を行うために必要な情報の把握について

全水域について、水質の状況、魚介類の生息状況及び産卵場及び幼稚仔の生息の場に関する情報等の把握が必要であること、淡水域については、さらに、冷水域又は温水域の分類のため、水温の状況に関する情報の把握が必要であること等の類型指定を行うために把握が必要な情報について整理。

#### その他留意すべき事項

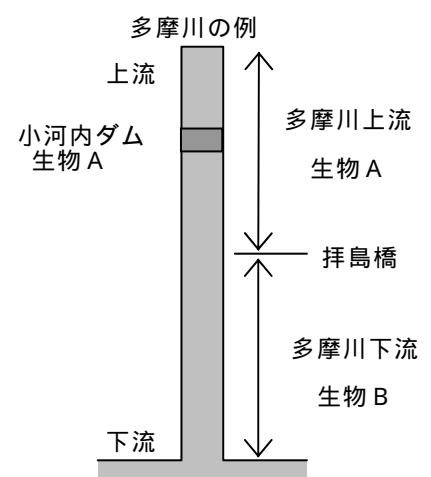
類型指定の検討に活用できるよう、淡水域の主要な魚介類について、冷水性、温水性の魚介類に分類し、生息特性を整理した他、水域類型の指定や見直しに対応できるよう、水生生物の生息状況等の情報の把握・整備が必要なことを記載。

### 2. 国のあてはめ水域における水域類型の指定について

今回、人工湖を含む以下の 4 水域について検討。

水域	類型	達成期間
北上川	北上川（全域）：河川生物 A 四十四田ダム貯水池：湖沼生物 A	直ちに達成
多摩川	多摩川上流：河川生物 A 多摩川下流：河川生物 B 小河内ダム貯水池：湖沼生物 A	直ちに達成
大和川	大和川（全域）：河川生物 B	直ちに達成
吉野川	吉野川上流：河川生物 A 吉野川下流：河川生物 B 早明浦ダム貯水池：湖沼生物 A	直ちに達成

#### < 類型指定イメージ >



類型の区分点：多摩川は拝島橋、吉野川は大川橋（既存基準区分点）

参考）国が類型指定を行うべき水域として河川、湖沼、海域 47 水域が定められている。

< 参考 >

1. 水生生物の保全に係る水質環境基準

河川及び湖沼

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下

備考  
1 基準値は年間平均値とする（海域もこれに準ずる。）。)

海域

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下

2. 国が類型指定を行う水域

国が類型指定行うべき水域として、河川、湖沼、海域 47 水域が定められている。

